

F-15戦闘機の墜落事故に抗議する意見書

平成30年6月11日午前6時過ぎ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまでF-15戦闘機は、昭和54年に配備されて以降、今回を含め10件もの墜落事故を発生させている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、町民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的にF-15戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、昨日、安全点検が完了したため飛行再開するとの一方的な発表がなされ、事故発生からわずか2日後の今朝、F-15戦闘機の飛行訓練を再開させた。事故発生から即時に三連協が沖縄防衛局に対して「F-15戦闘機の事故原因の早急な究明と公表、その間の同型機の飛行禁止」を強く要請したにもかかわらず、米軍が訓練を再開したことに強い憤りを覚えるもので、軍事訓練を優先する日米両政府に対し町民の怒りは頂点に達している。

本町議会は、F-15戦闘機がこのような事故を起こすたびに重大な欠陥があるとの疑義と老朽化を指摘してきた。完全なる安全確保ができない状況下での飛行及び訓練再開は断じて容認できず、直ちに飛行再開を中止することを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-15戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 完全なる安全性が確保されるまでF-15戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月13日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長
沖縄県知事

F-15戦闘機の墜落事故に抗議する決議

平成30年6月11日午前6時過ぎ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまでF-15戦闘機は、昭和54年に配備されて以降、今回を含め10件もの墜落事故を発生させている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、町民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的にF-15戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、昨日、安全点検が完了したため飛行再開するとの一方的な発表がなされ、事故発生からわずか2日後の今朝、F-15戦闘機の飛行訓練を再開させた。事故発生から即時に三連協が沖縄防衛局に対して「F-15戦闘機の事故原因の早急な究明と公表、その間の同型機の飛行禁止」を強く要請したにもかかわらず、米軍が訓練を再開したことに強い憤りを覚えるもので、軍事訓練を優先する日米両政府に対し町民の怒りは頂点に達している。

本町議会は、F-15戦闘機がこのような事故を起こすたびに重大な欠陥があるとの疑義と老朽化を指摘してきた。完全なる安全確保ができない状況下での飛行及び訓練再開は断じて容認できず、直ちに飛行再開を中止することを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-15戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 完全なる安全性が確保されるまでF-15戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成30年6月13日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 太平洋空軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長

F-15 戦闘機の墜落事故に抗議する意見書

平成30年6月11日午前6時過ぎ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまでF-15戦闘機は、昭和54年に配備されて以降、今回を含め10件もの墜落事故を発生させている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、町民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的にF-15戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、昨日、安全点検が完了したため飛行再開するとの一方的な発表がなされ、事故発生からわずか2日後の今朝、F-15戦闘機の飛行訓練を再開させた。事故発生から即時に三連協が沖縄防衛局に対して「F-15戦闘機の事故原因の早急な究明と公表、その間の同型機の飛行禁止」を強く要請したにもかかわらず、米軍が訓練を再開したことに強い憤りを覚えるもので、軍事訓練を優先する日米両政府に対し町民の怒りは頂点に達している。

本町議会は、F-15戦闘機がこのような事故を起こすたびに重大な欠陥があるとの疑義と老朽化を指摘してきた。完全なる安全確保ができない状況下での飛行及び訓練再開は断じて容認できず、直ちに飛行再開を中止することを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-15戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 完全なる安全性が確保されるまでF-15戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月13日
沖縄県嘉手納町議会

F-15 戦闘機の墜落事故に抗議する決議

平成30年6月11日午前6時過ぎ、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が沖縄本島南方の沖合約80キロの海上に墜落する事故が発生した。

これまでF-15戦闘機は、昭和54年に配備されて以降、今回を含め10件もの墜落事故を発生させている。このような重大事故が頻発すること自体、極めて異常であり到底看過することはできず、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

今回の事故は、過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、町民はもとより県民に計り知れない衝撃と恐怖を与えた。

米軍は事故後、「今後、調査委員会が事故発生までの事実関係と事故原因を究明し、安全確保を見直す間、一時的にF-15戦闘機の訓練飛行を中止する」と発表した。しかしながら、昨日、安全点検が完了したため飛行再開するとの一方的な発表がなされ、事故発生からわずか2日後の今朝、F-15戦闘機の飛行訓練を再開させた。事故発生から即時に三連協が沖縄防衛局に対して「F-15戦闘機の事故原因の早急な究明と公表、その間の同型機の飛行禁止」を強く要請したにもかかわらず、米軍が訓練を再開したことに強い憤りを覚えるもので、軍事訓練を優先する日米両政府に対し町民の怒りは頂点に達している。

本町議会は、F-15戦闘機がこのような事故を起こすたびに重大な欠陥があるとの疑義と老朽化を指摘してきた。完全なる安全確保ができない状況下での飛行及び訓練再開は断じて容認できず、直ちに飛行再開を中止することを強く求めるものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F-15戦闘機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 完全なる安全性が確保されるまでF-15戦闘機の飛行訓練を一切中止すること。
- 2 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 3 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成30年6月13日
沖縄県嘉手納町議会